

玉村町工場立地法に基づく地域準則条例(案)の概要

1. 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表およびこれらに基づく勧告、命令等を行い、その結果、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的として昭和49年に施行されています。これまで数回法改正が行われ、直近では平成29年4月に一部改正が行われました。

工場立地法準則では、工場の敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合を定めており、一定規模以上の工場(特定工場)を設置する事業者に対して、これらを守るよう義務づけています。

○対象となる工場(特定工場)

業種・・・製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光発電所は除く)

規模・・・敷地面積 9,000 m²以上 または 建築面積 3,000 m²以上

※建築面積は水平投影面積を指します。延べ床面積ではありません。

○緑地

樹木が生育する区画された土地等(樹木地、低木地、芝生地、花壇等)

○環境施設

緑地およびこれに類する施設で、周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされているもの(噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設など生産施設以外)

○敷地面積に対する緑地面積率及び環境施設面積率(国の基準)

緑地面積率・・・・・・・・20%以上

環境施設面積率・・・25%以上(うち緑地20%以上)

※環境施設については、敷地周辺部に15%以上設置することになっています。

2. 条例制定の趣旨

平成29年4月に行われた工場立地法の一部改正により、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合について、国が定める基準の範囲内において町独自の基準(地域準則)を条例で定めることができるようになりました。

現在の緑地面積率は企業にとって負担が大きく、特に既存工場においては、新たな設備投資の阻害要因となっています。緑地面積率等を緩和することにより、工場敷地の有効活用を可能にすることで、既存工場の増改築等を促進し、町内工場の

町外への流出を防止します。また、新たな企業を誘致することにより、町産業の振興と地域経済の活性化および雇用の創出を図ろうとするものです。

3. 条例(案)の内容

(1) 緑地面積率、環境施設面積率

緑地面積および環境施設面積の施設面積に対する割合について、下記のように設定します。

区域	国の基準		玉村町の基準 〈本条例で設定〉	
	緑地面積率	環境施設面積	緑地面積率	環境施設面積
準工業地域	20%以上	25%以上	10%以上	15%以上
工業地域・ 工業専用地域			5%以上	10%以上

※現在、東部工業団地については企業立地促進法に基づく緑地面積率等を緩和する条例により、緑地面積率10%以上、環境施設面積15%以上の割合が適用されています。

なお、今回の条例(案)制定で東部工業団地も緑地面積率5%以上、環境施設面積10%以上の割合が適用となります。

●改正後の注意事項

都市計画法などの法令で設置が定められている緑地等については、これを確保することになります。結果的に、条例(案)で制定する基準以上の面積率の確保が必要となる場合があります。

また、これまで通り環境施設のうち敷地面積の15%以上(工業地域・工業専用地域については10%)を敷地周辺部に設置することになります。

(2) 他の施設と重複する場合の緑地面積算入率

重複緑地の緑地面積に算入できる割合について、下記のように設定します。

	国の基準	玉村町の基準 〈本条例で設定〉
重複緑地面積算入率 (町内全域)	緑地面積の25%以下	緑地面積の50%以下

○重複緑地

屋上緑化や駐車場緑化など、同じ敷地に緑地と他の施設が重なっているもの

○重複緑地面積算入率

緑地面積率の計算上、緑地面積に算入できる重複緑地面積の割合

4. スケジュール

条例(案)の施行日は、パブリックコメントの結果を踏まえて、町議会の議決を経たのちの、条例の公布日とします。平成30年3月中旬となる予定です。